

(表紙)

瑞浪市森林整備計画  
変更計画

# 瑞浪市森林整備計画 変更計画

計画期間

自	平成30年	4月	1日
至	令和10年	3月	31日

岐阜県  
瑞浪市

令和4年3月 日変更  
瑞浪市告示第 号

岐阜県瑞浪市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、瑞浪市森林整備計画を次のように変更します。  
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。  
なお、変更計画の施行日は令和4年4月1日とします。

## 瑞浪市森林整備計画の一部変更

## 目次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・1
  - 1 (略)
  - 2 森林整備の基本方針・・・1
  - 3 (略)
- II 森林の整備に関する事項・・・2
  - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・2
    - 1 (略)
    - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・3
    - 3 (略)
  - 第2 造林に関する事項・・・3
    - 1 人工造林に関する事項・・・3
    - 2 天然更新に関する事項・・・4
    - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のに関する事項・・・4
    - 4 (略)
    - 5 (略)
  - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準・・・5
  - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・5
    - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・5
    - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・6
    - 3 その他必要な事項・・・7
  - 第5 (略)
  - 第6 (略)
  - 第7 (略)
  - 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・7
    - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・7
  - 第9 (略)
- III～IV (略)
- V その他森林の整備のために必要な事項・・・8
  - 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・8
  - 2 (略)
  - 3 (略)
  - 4 (略)
  - 5 (略)
  - 6 (略)
  - 7 (略)
- VI 付属資料
  - 1 参考資料 (略)
  - 2 別表・・・8
  - 3 瑞浪市森林整備計画 概要図 (略)

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 (略)

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

(本文略)

表 I-1-2-1 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵 <u>(かん)</u> 養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵 <u>(かん)</u> 養機能の発揮を重視すべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出・崩壊その他 <u>山地</u> 災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ <u>里山林</u> 等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や希少な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している <u>溪畔林</u> など
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や貴重な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これら機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の 吸収 や

炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策 (本文略)

表 I-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵 <u>(かん)</u> 養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ります。 また、 <u>自然</u> 条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵 <u>(かん)</u> 養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進します。 また、 <u>自然</u> 条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進します。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、 <u>自然</u> 条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図ります。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進します。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を促進します。 <u>また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。</u>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、地域単位で、森林・林業・木材産業関係者や地域住民、瑞浪市、森林管理署、県が連携し、地域の合意形成を図りながら、「岐阜県森林づくり基本計画」を参考として、計画的かつ総合的に推進します。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

### (1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、[表Ⅱ-1-2-1に示す](#)とおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

(2) (略)

3 (略)

## 第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、岐阜県里山林整備事業により整備したバッファゾーン（緩衝帯）については、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林に係る樹種については、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種、<b>蜜源樹種</b>を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</li> <li>・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li> <li>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。</li> <li>・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市(町村)の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li> <li>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</li> </ul>										
<p>人工造林の対象樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="419 701 1409 925"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。		
区分	針葉樹	広葉樹	備考								
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。								
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (資料編第2章1 最深積雪深図 参照)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="419 1059 1441 1361"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> <tr> <td>1.0m以上の地域</td> <td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td> </tr> <tr> <td>1.5mを超える地域</td> <td>・ヒノキの人工造林を避ける</td> </tr> <tr> <td>2.5mを超える地域</td> <td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考；資料編第2章2 冠雪害危険度マップ)</p>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける	2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項										
1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽										
1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽										
1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける										
2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る										
<p>カシナガ等被害跡地の造林樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</li> </ul>										

(2) ~ (3) (略)

## 2 天然更新に関する事項

天然更新(天然下種更新、ぼう芽更新)は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(以下略)

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のに関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとしま

す。

なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。

- ・母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在すること
- ・伐採する森林の周囲100m以内に広葉樹林が存在する場合
- ・林床に更新樹種が存在する場合（森林が過密状態にない、シカ等による食害の形跡が見られない、林床がササなどで一面被覆されていないなど）
- ・送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- ・森林整備事業（造林補助事業）等、公的補助事業により更新補助作業が実施される場合

## **（２） 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在**

当該森林の区域をVI付属資料2別表4により定めるものとします。

4 ～ 5 （略）

## **第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準**

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

（以下略）

## **第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**

### **1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法**

- （略）
- 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

### **ア 区域の設定**

次の①から③までに掲げる森林の区域をVI付属資料2別表1により定めるものとします。

- ① （略）
- ② （略）
- ③ **保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）**

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (7) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林



- (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- (ロ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- (ハ) 希少な動植物の保護のため必要な森林

## イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- ① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとします。
- ② それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとします。
- ③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができるものとします。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- ① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとします。
- ② それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとします。
- ③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができるものとします。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。
- ④ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行うものとします。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 (略)

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

### (2) 施業の方法

木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

### 3 その他必要な事項

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

## 第5 ～ 第7 (略)

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な動植物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表Ⅱ-8-1-1のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

また、林道と森林作業道からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表Ⅱ-8-1-1 路網密度水準表

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0度～15度)	車両系 作業システム	110m/ha以上	30～40m/ha以上
中傾斜地(15度～30度)	車両系 作業システム	85m/ha以上	23～34m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上	23～34m/ha以上
急傾斜地(30度～35度)	車両系 作業システム	60<50>m/ha以上	16～26m/ha以上
	架線系 作業システム	20<15>m/ha以上	16～26m/ha以上
急峻地(35度以上)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5～15m/ha以上

注1) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用します。

2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用します。

3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密

度です。  
(以下略)

## 第9 (略)

## Ⅲ～Ⅳ (略)

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) (略)

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域  
(本文略)

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
<u>日吉北部</u>	<u>34, 35, 36, 37, 38, 39,</u> 40, 41, 42, 43, 57, 58, 59, 60	<u>1053.49</u>
<u>日吉東部</u>	<u>51, 52, 54, 55, 56, 61, 62, 63, 64, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77,</u> <u>78, 79, 80</u>	<u>1265.44</u>
大湫	83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94	621.23
<u>釜戸南部</u>	<u>113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126,</u> <u>127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140</u>	<u>2301.99</u>

## VI 付属資料

1 参考資料 (略)

2 別表

【別表1～4】 (略)

【別表5】

別紙のとおり

【別紙6】 (略)

3 (略)

【別表5】森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区 分	面積(ha)
木材生産林	4,693.18
環境保全林	7,267.47
観光景観林	1,077.26
生活保全林	8.81

市町村	林班	森林の将来目標区分				備 考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
瑞浪市	1		○			
瑞浪市	2		○			
瑞浪市	3		○			
瑞浪市	4	○				
瑞浪市	5		○			
瑞浪市	6		○			
瑞浪市	7		○			
瑞浪市	8		○			
瑞浪市	9		○			
瑞浪市	10	○				
瑞浪市	11	○				
瑞浪市	12	○				
瑞浪市	13		○			
瑞浪市	14		○			
瑞浪市	15		○			
瑞浪市	16		○			
瑞浪市	17		○			
瑞浪市	18		○			
瑞浪市	19		○			
瑞浪市	20		○			
瑞浪市	21		○			
瑞浪市	22		○			
瑞浪市	23		○			
瑞浪市	24		○			
瑞浪市	25		○			
瑞浪市	26		○	○		中山道
瑞浪市	27		○	○		中山道
瑞浪市	28		○			
瑞浪市	29		○	○		中山道
瑞浪市	30		○			
瑞浪市	31		○			
瑞浪市	32		○			
瑞浪市	33		○			
瑞浪市	34		○			
瑞浪市	35		○			
瑞浪市	36	○				
瑞浪市	37	○				
瑞浪市	38		○			
瑞浪市	39		○			
瑞浪市	40	○				
瑞浪市	41		○			
瑞浪市	42		○			
瑞浪市	43		○			
瑞浪市	44		○			
瑞浪市	45		○	○		中山道
瑞浪市	46		○	○		中山道

市町村	林班	森林の将来目標区分				備 考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
瑞浪市	47		○	○		中山道
瑞浪市	48		○			
瑞浪市	49		○			
瑞浪市	50		○			
瑞浪市	51		○			
瑞浪市	52		○			
瑞浪市	53	○		○		中山道
瑞浪市	54		○	○		中山道
瑞浪市	55		○	○		中山道
瑞浪市	56		○			
瑞浪市	57		○			
瑞浪市	58		○			
瑞浪市	59	○				
瑞浪市	60	○				
瑞浪市	61	○				
瑞浪市	62		○			
瑞浪市	63	○				
瑞浪市	64	○		○		中山道
瑞浪市	65		○	○		中山道
瑞浪市	66		○	○		中山道
瑞浪市	67		○	○		中山道
瑞浪市	68		○		○	
瑞浪市	69		○		○	
瑞浪市	70		○			
瑞浪市	71		○			
瑞浪市	72		○			
瑞浪市	73		○			
瑞浪市	74		○			
瑞浪市	75		○			
瑞浪市	76		○			
瑞浪市	77		○			
瑞浪市	78		○			
瑞浪市	79		○			
瑞浪市	80		○			
瑞浪市	81		○		○	
瑞浪市	82		○			
瑞浪市	83		○			
瑞浪市	84		○			
瑞浪市	85		○			
瑞浪市	86	○				
瑞浪市	87	○		○		中山道
瑞浪市	88	○				
瑞浪市	89	○		○		中山道
瑞浪市	90	○				
瑞浪市	91		○	○		中山道
瑞浪市	92	○		○		中山道
瑞浪市	93	○				
瑞浪市	94		○			
瑞浪市	95	○				
瑞浪市	96	○				
瑞浪市	97		○			
瑞浪市	98	○				
瑞浪市	99		○			
瑞浪市	100		○			
瑞浪市	101		○			
瑞浪市	102		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
瑞浪市	103	○				
瑞浪市	104	○				
瑞浪市	105		○			
瑞浪市	106	○				
瑞浪市	107		○			
瑞浪市	108		○	○		中山道
瑞浪市	109	○		○		中山道
瑞浪市	110	○		○		中山道
瑞浪市	111	○		○		中山道
瑞浪市	112	○				
瑞浪市	113	○				
瑞浪市	114	○				
瑞浪市	115	○				
瑞浪市	116	○				
瑞浪市	117		○			
瑞浪市	118	○				
瑞浪市	119	○				
瑞浪市	120		○			
瑞浪市	121		○			
瑞浪市	122		○			
瑞浪市	123		○			
瑞浪市	124		○			
瑞浪市	125	○				
瑞浪市	126	○				
瑞浪市	127	○				
瑞浪市	128		○			
瑞浪市	129	○				
瑞浪市	130		○			
瑞浪市	131		○			
瑞浪市	132		○			
瑞浪市	133	○				
瑞浪市	134	○				
瑞浪市	135		○			
瑞浪市	136	○				
瑞浪市	137	○				
瑞浪市	138		○			
瑞浪市	139		○			
瑞浪市	140	○				
瑞浪市	141	○				
瑞浪市	142	○				
瑞浪市	143		○			
瑞浪市	144		○			
瑞浪市	145		○			
瑞浪市	146		○			
瑞浪市	147		○			
瑞浪市	148		○			
瑞浪市	149		○			
瑞浪市	150		○			
瑞浪市	151	○				
瑞浪市	152		○			
瑞浪市	153	○				
瑞浪市	154		○			
瑞浪市	155	○				
瑞浪市	156		○			
瑞浪市	157		○			
瑞浪市	158		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
瑞浪市	159	○				
瑞浪市	160		○			
瑞浪市	161	○				
瑞浪市	162	○				
瑞浪市	163	○				
瑞浪市	164	○				
瑞浪市	165	○				
瑞浪市	166	○				
瑞浪市	167	○				
瑞浪市	168		○			
瑞浪市	169	○				
瑞浪市	170		○			
瑞浪市	171		○			
瑞浪市	172		○		○	
瑞浪市	173		○			
瑞浪市	174		○			
瑞浪市	175	○				
瑞浪市	176	○				
瑞浪市	177	○				
瑞浪市	178	○				
瑞浪市	179		○			
瑞浪市	180		○			
瑞浪市	181	○				
瑞浪市	182		○			
瑞浪市	183	○				
瑞浪市	184	○				
瑞浪市	185		○			
瑞浪市	186		○			
瑞浪市	187		○			
瑞浪市	188	○				
瑞浪市	189	○				
瑞浪市	190	○				
瑞浪市	191	○				
瑞浪市	192	○				
瑞浪市	193	○				
瑞浪市	194		○			
瑞浪市	195		○			
瑞浪市	196		○			
瑞浪市	197		○			
瑞浪市	198	○				
瑞浪市	199		○			
瑞浪市	200	○				
瑞浪市	201	○				
瑞浪市	202	○				
瑞浪市	203	○				
瑞浪市	204		○			
瑞浪市	205		○			
瑞浪市	206		○			
瑞浪市	207	○				
瑞浪市	208		○			
瑞浪市	209	○			○	
瑞浪市	210		○			
瑞浪市	211		○			
瑞浪市	212		○			
瑞浪市	213		○			
瑞浪市	214		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備 考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
瑞浪市	215		○			
瑞浪市	216		○			
瑞浪市	217	○				
瑞浪市	218	○				
瑞浪市	219		○			
瑞浪市	220	○				
瑞浪市	221	○				
瑞浪市	222		○			
瑞浪市	223		○			
瑞浪市	224		○			
瑞浪市	225		○			
瑞浪市	226		○			
瑞浪市	227	○				
瑞浪市	228		○			
瑞浪市	229	○				
瑞浪市	230		○			
瑞浪市	231	○				

※”○”は、各区分に設定することの合意形成が図られたことを示す。